

公益社団法人小松市シルバー人材センター会員就業規約

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人小松市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取り扱いを受けない。

第 2 章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者となるない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日までに、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の遵守事項)

第6条 会員は、就業にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び、発注者の不利益になることは他にもらさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 同一の仕事に複数で就業する場合は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従って互いに協力し合って就業すること。
- (6) 突発的な事情による急な仕事は、会員と発注者で事前に打合せし、作業内容をセンターに報告し作業内容の確認をすること。
- (7) 就業に関連して発注者等から金品や酒食の提供を受けてはならないこと。
- (8) センター又はセンター会員の名前を利用して、発注者から直接仕事を請けてはならないこと。

(就業の停止)

第7条 センターは、次の各号に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。

- (1) 会員から就業をとりやめたいと申し出があったとき
- (2) 就業がその会員の健康及び福祉に反すると認められるとき
- (3) 天災地変、その他やむを得ない理由によって仕事の継続が不可能になったとき
- (4) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき
- (5) 会員の就業について発注者等から苦情を受け、その原因が会員にあることが明らかなとき
- (6) 第6条に著しく違反したとき
- (7) その他、センターの運営上必要と認めたとき
- (8) 第9条の、接遇・マナー研修を受講しないとき

(就業停止の解除)

第8条 会員が前条第5号及び第6号の事由により、就業が停止となった場合、センターが主催する接遇・マナー研修を受講し、センターが認めた場合は就業停止を解除することがある。

(接遇・マナー研修の受講)

第9条 会員登録を継続する場合は、3年に1度センターが主催する接遇・マナー研修を受講しなくてはならない。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第10条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダー（世話人・班長）を互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、怪我をし、又は、身体や健康状態が異常となる等、もしくは、第9条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は、発注者に連絡を行う等の応急の措置をとること。

第4章 傷害保険・損害保険及び福利厚生

(傷害保険)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅延なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

(損害保険)

第12条 会員が就業中、発注者又は、第三者の身体もしくは財物に損害を与えたとき（以下「事故」という。）は、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、免責分に係る金額（1事故10,000円）は会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保出来ない賠償は、会員が負うものとする。

(福利厚生)

第13条 センターは、会員の健康と福祉、並びにその生活感の充実のため、その予算の範囲内で、レクリエーションその他の活動に対する福祉的措置を行うものとする。

第5章 雜則

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附則

この規約は、昭和55年10月25日から施行する。

附則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。